

松戸市立大橋小学校 いじめ防止基本方針

本校は、いじめ防止対策推進法第13条により、「学校いじめ防止基本方針」を以下のように策定する。

第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめの定義（いじめ防止対策推進法2条）

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの。

2 いじめの防止等の対策に関する基本理念

- (1) 「いじめは人間として絶対に許されない」との強い認識を持つ。
- (2) いじめられている子どもの立場に立った親身の指導を行う。
- (3) いじめの問題は、教師の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題であると理解する。
- (4) 家庭・地域社会等すべての関係者と情報を共有し、連携を図り一体となっていじめの問題の克服に取り組む。

3 児童の責務

- (1) 全ての児童は、いじめを行ってはならない。
- (2) 全ての児童は、いじめを認識しながらこれを放置してはならない。
- (3) 全ての児童は、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する理解を深めなければならない。

4 学校及び教職員の責務

- (1) 学校及び学校の教職員は、関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組まなければならない。
- (2) 学校及び学校の教職員は、在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処しなければならない。

5 大橋小としての取り組む重点

- 学校教育目標「豊かな人間性と、たくましく生きる力の育成」、めざす児童像「思いやりのある子」に基づく積極的な生徒指導
- 「心を耕す」を基本理念とする教育活動の展開と生徒指導の推進
- 生徒指導の機能を生かした授業や日常的な手立てを整えていく

第2 いじめの防止等のための対策に関する事項

1 いじめ防止等のために学校が実施すべき施策

(1) 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織等

ア 「いじめ防止等の対策のための組織」の設置

構成員 原則として生徒指導部会員とする。

校長（総括）、教頭（渉外）、教務主任（連絡・調整）、生徒指導主任（指導） 学年主任（指導）、養護教諭（支援）

※事案により（スクールカウンセラー、SSWer、弁護士等）柔軟に編成する。

イ 組織の役割

(ア) 学校基本方針に基づく取り組みの実施や具体的な年間計画の作成・熟考・検証・修正の中核としての役割

(イ) いじめの相談・通報の窓口としての役割

(ウ) いじめの疑いに関する情報や、児童生徒の問題行動等に関わる情報の収集と、時系列での記録、共有を行う役割

(エ) いじめに対する組織的対応の中核としての役割

(オ) いじめ防止に係る校内研修の企画と実施

ウ 会議の開催

(ア) 年2回の定例会（構成員全員）と月1回生徒指導部会（月例会）の開催

(イ) いじめが疑われる事案が発生した場合は、迅速にこの事案に関する教職員を集め、情報を共有し、対応する。

(ウ) いじめ事案が発生した場合は速やかに集合し、緊急会議を実施

(2) 学校におけるいじめ防止等に関する措置

ア 未然防止（積極的な生徒指導、「心を耕す」教育活動）

(ア) わかる授業の実施

- ① 「できるからやる」学習の推進
- ② 生徒指導の機能を生かした授業の展開
- ③ 授業づくりのPDCAサイクルの活用

(イ) 道徳教育の充実（道徳心の育成）

- ① 法やルールの意義や遵守の理解
- ② 基本的な生活習慣や規範意識、自己肯定感や思いやり等の道徳性の育成
- ③ 主体的に判断し、適正に行動できる人間の育成

(ウ) 豊かな人間関係づくり

- ① WEBQU 調査を活用した「ルール」と「リレーション」のある学級づくり
- ② 松戸市版「豊かな人間関係づくりプログラム」「いじめ防止プログラム」の活用
- ③ 異学年集団での活動の充実

(エ) 規範意識の育成

- ① いじめの防止対策推進法の周知
- ② ネットリーフレットの活用による、ネットいじめ防止の啓発
- ③ 生活規律や学習規律の確立

(オ) 児童会活動を中心とした自発的活動

- ① 「ストップ・ザ・いじめ」等の子どもを耕す標語大作戦の実施
- ② 命を大切にするキャンペーンの取り組み
- ③ 児童会でのいじめ撲滅宣言の実施
- ③ 朝のあいさつ運動の実施

(カ) 教師の人権意識の向上

- ① いじめ事例・理論研修の実施
- ② 教職員の不適切な発言や体罰がいじめを助長させることの共通理解
- ③ 過度の競争意識等が児童のストレスを高め、いじめを誘発する可能性があることの共通理解

イ 早期発見

(ア) 定期的なアンケート調査 (WEBQU 調査)

- ① 月1回の生活アンケート (いじめを含む) 調査
子どもの実態・学年に応じた内容のもの
- ② 4・5・6年は、5月、11月に WEBQU 調査を実施。
7月、12月に分析を行う。

(イ) 教育相談

- ① 教育相談と保護者への啓発 (保護者個人面談 夏休み期間中と12月)
- ② 保護者を含めた三者面談、二者面談の実施 (教育相談日の活用)
- ③ 日常の教育相談の充実及び「話す勇氣」を持つ指導の充実 (教育相談日の活用)
- ④ 先生と話そう (児童面談) を6月に実施
- ⑤ SOS カード (悩み相談カード) の活用

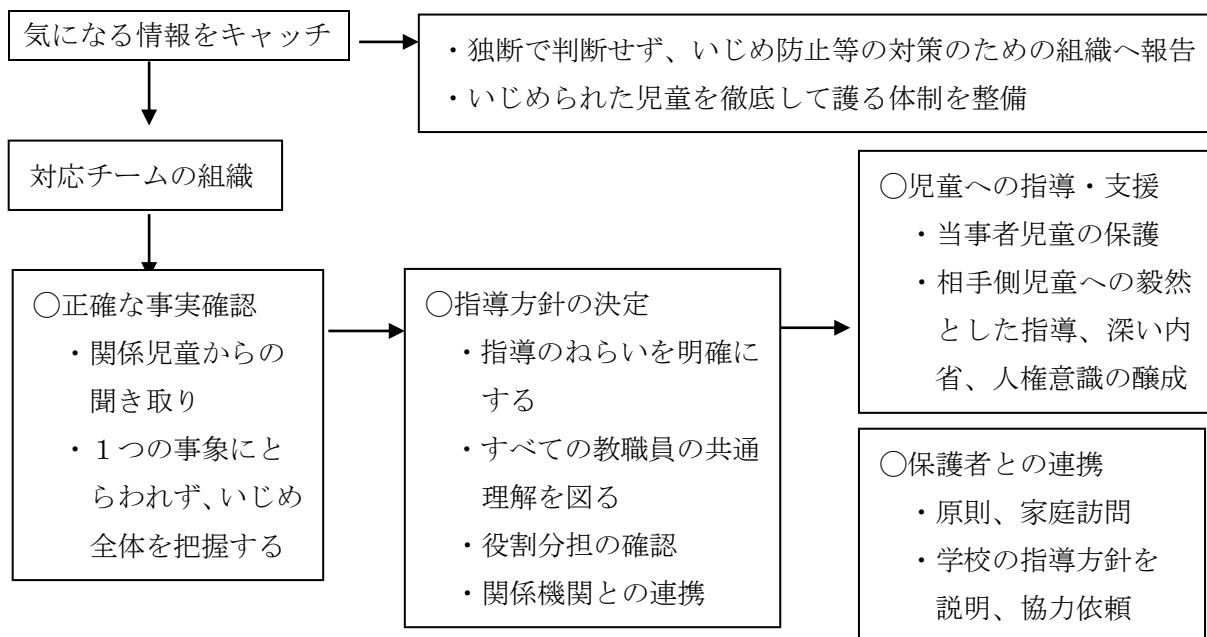
(ウ) 児童観察

- ① 複数の職員による観察の実施及び学年会による共通理解 (月1回)
- ② 昼休みなど授業時間外の児童の人間関係を観察する。

(エ) 相談窓口の周知

- ① 学校の相談窓口担当者 (生徒指導主任、教頭、養護教諭、人権担当)
電話番号 (392-2921)
- ② いじめ相談専用ダイヤルカードの配布

ウ 早期対応



(ア) 対応チームの発足

- ① 「いじめ防止等の対策のための組織」として生徒指導部会があたる。
- ② 対応チームのメンバーは、適切な対応ができるように、柔軟に構成する。

(イ) 正確な事実確認

- ① 1つの事象にとらわれずに、いじめの全体像を把握する。
- ② 複数名で聞き取りを行う。
- ③ いじめた児童がいじめられた児童や通報者に圧力をかけることのないように配慮する。

(ウ) 指導方針の決定

- ① 指導のねらいを明確にする。
- ② 全教職員の共通理解を図り、役割分担を確認する。
- ③ 場合によっては関係機関（警察、児童相談所等）との連携を図る。

(エ) いじめられた児童への支援

- ① 徹底して守り抜くことを本人・保護者に伝える。
- ② 対応について説明し、不安な点について聞き取り対応策を示す。
- ③ 表面的に解決したと判断せず、支援を継続する。

(オ) いじめた児童への指導

- ① いじめを行った背景を理解しつつ、行った行為に対しては毅然と指導する。
- ② 自分はどうすべきだったのか、これからどうしなくてはならないのかを内省させる。
- ③ 保護者には事実を説明する。
- ④ 学校による指導で改善が見られない場合は、懲戒や出席停止等適切な措置を講じる。その際に、保護者の理解を十分に得るように留意する。

(カ) 観衆、傍観者への指導

- ① いじめは学級や学年集団全体の問題であるとして対応する。
- ② いじめは絶対に許されない行為であるということ、いじめ根絶に本気で取り組む姿勢を児童に示す。
- ③ 人権意識の醸成を図る。

エ 継続支援

(ア) チームによる見守り

- ① いじめられた児童に安心感を与え、心のケアを行う。
- ② 教職員がシフトを組み、すきのない体制で見守りを行う。

(イ) 個人面談

- ① いじめ解決から継続的に個人面談を行い、状況を把握する。
- ② 必要に応じてスクールカウンセラー等による、面談を実施する。

(ウ) 家庭への定期連絡

- ① 児童との面談後、面談の結果や教師から見た学校の様子等を家庭に連絡する。
- ② 家庭での様子等を聞き、寄り添う姿勢を伝える。

(エ) 進級、進学にともなう引き継ぎ

- ① 情報共有のもと、児童間の人間関係など引き継ぎを確実に行う。
- ② 中学校への進学に際には、綿密に行う。

オ 家庭、地域等との連携

(ア) 家庭との連絡

- ① 学校基本方針について保護者に周知し、理解を得る。また、日頃より情報共有しやすい関係を築く。
- ② いじめがあった場合の子どもの変化の特徴を保護者に示し、速やかに学校に相談するよう啓発する。

(千葉県教育委員会保護者向けいじめ防止啓発リーフレット参照)

(イ) 保護者会や地域との連携

- ① 学校基本方針について地域に周知し、理解を得る。また、情報が入りやすいように日頃より連携を進める。
- ② 保護者会といじめ問題について、協議する機会を設ける。

カ 関係機関との連携

(ア) 教育委員会との連携

- ① 問題解決に向けて指導助言等必要な支援を受ける。
- ② 相談連絡が入った場合は情報提供を求める。
- ③ いじめの状況について報告し、情報を共有する。
- ④ いじめを理由に3日欠席した場合、当事者とその家庭へ「いじめ事案支援チーム」の派遣について打診。いじめ事案の報告に併せて、派遣の有無について教育委員会児童生徒課へ連絡する。
- ⑤ 出席停止措置について協議する。

(イ) こども家庭センター、松戸市少年センターとの連携

- ① 問題解決に向けて指導助言等必要な支援を受ける。
- ② 相談電話が入った場合等は情報提供を求める。
- ③ 生活環境に問題がある場合には、情報提供をし、民生児童委員も含め協力して、生活環境の改善を図る。

(ウ) 警察との連携

- ① いじめが暴力行為や恐喝等、犯罪と認められる事案に関しては、早期に所轄の警察署や統括少年センターに相談し、連携を図る。
- ② 所轄の警察署との連携を図るため、定期的にまたは必要に応じて、相互協力する体制を整えておく。

松戸市教育委員会児童生徒課 TEL 366-7461

松戸市少年センター TEL 366-7464

こども家庭センター TEL 366-3941

松戸警察署 TEL 369-0110

東葛少年センター TEL 04-7162-7867

2 重大事態への対処

(1) 重大事態とは

- ① いじめにより生命、心身及び財産に重大な被害が生じた疑いがある場合
【法第28条第1項第1号】(以下、「1号重大事態」という。)
- ② いじめにより相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合
【法第28条第1項第2号】(以下、「2号重大事態」という。)
(文部科学省「生徒指導提要」より)

※上記以外にも、児童・保護者からの申立てがあった時は、重大事態が発生したものとして報告・調査に当たる。

(2) 重大事態の対処

- ① 対応チームで重大事態と判断するか否かを決定する。
- ② 重大事態が発生した旨を、教育委員会児童生徒課へ速やかに報告する。

- ③ 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
 - ・ 1号重大事態は教育委員会等（第三者委員会）が、2号重大事態は学校が調査主体になる事が原則。学校が調査主体となった場合、調査体に第三者（弁護士、心理士等）を加えた組織で調査を行う。
- ④ 組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ⑤ 調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対して、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。併せて、いじめを行った児童・保護者にも情報を提供する。
- ⑥ 調査結果を、教育委員会児童生徒課へ報告する。

3 学校いじめ防止基本方針やいじめについての取り組みの点検・評価・公表

(1) 学校いじめ防止基本方針について

- ① いじめの防止のための組織を中心に、全教職員及び保護者、地域住民、関係機関等の参画を得ながら、基本方針の点検や見直しを行う。
- ② 学校ホームページで公表する。
- ③ 児童や保護者及び関係機関に対し、学校いじめ防止基本方針について説明する

(2) いじめについての取り組みについて

- ① 学校評価を活用しいじめ防止の取組について、児童、教職員、保護者が評価する。
- ② 評価結果の分析に基づき、取り組みの改善を図る。
- ③ 評価結果を公表し、児童、保護者、地域へと周知する。

<年間指導計画>

月	組織対応・会議等	学習指導・児童会活動	調査・面談等
4 ※	いじめ防止対策委員会 いじめ防止対策研修 基本方針・年間計画 保護者会等での説明 SOSカードの説明	人権学習（いじめについて）	生活（いじめ）アンケート 気になる家庭への連絡 スクールカウンセラーとの面談
5	生徒指導部会	全校で道徳の時間に扱う （価値項目 思いやり）	生活（いじめ）アンケート WEBQU 調査（該当学年） 教育相談日
6	生徒指導部会 WEBQU 調査分析	児童会主催 （いじめ標語募集と取り組み） 校内研修 「生徒指導（いじめ）事例研修」	生活（いじめ）アンケート 教育相談日 先生と話そう（児童面談）
7	生徒指導部会 1学期の評価・2学期の計画	人権学習（ネット犯罪について）	生活（いじめ）アンケート 教育相談日
8	生徒指導部会		気になる家庭への連絡

9	生徒指導部会 SOS カードの説明	全校で道徳の時間に扱う (価値項目 生命尊重)	生活 (いじめ) アンケート 教育相談日
10	生徒指導部会		生活 (いじめ) アンケート 教育相談日
11	生徒指導部会 WEBQU 調査分析		生活 (いじめ) アンケート WEBQU 調査 (該当学年) 保護者アンケート
12	生徒指導部会 2 学期の評価・3 学期の計画	人権学習 (共生社会について)	生活 (いじめ) アンケート 学校評価アンケートの実施
1	生徒指導部会		生活 (いじめ) アンケート 教育相談日
2	生徒指導部会 学校評価の公表	全校で道徳の時間に扱う (価値項目 人間愛・感謝)	生活 (いじめ) アンケート 教育相談日
3	いじめ防止対策委員会 いじめ防止対策研修 本年度のまとめ・次年度の計画		生活 (いじめ) アンケート

※いじめ防止等の対策のための組織

学校は当該学校におけるいじめの防止などに関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者、その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。(「いじめ防止対策推進法 第22条」に定める組織)